

# 【障がい児通所支援事業者・ 障がい児入所支援事業者対象】 安全管理について

令和7年度指定障害福祉サービス事業所に係る集団指導

鳥取県中部県民福祉局福祉課

# 令和6年度義務化事項

## ○安全計画の策定

令和5年4月1日より、障がい児通所支援事業所、障がい児入所支援事業所において、安全に関する事項についての計画を各事業所で策定し、必要な措置を講じなければならない。（令和6年3月31日までは努力義務）

## ○自動車を運行する場合の所在確認

障がい児通所支援事業所、障がい児入所支援事業所では通所や施設外での活動や移動のために自動車を運行するときは、乗降時の際に、点呼等の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認する。

## ○送迎車両の安全装置の設置

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスの各事業所を対象に、座席が3列以上の自動車を使用する場合について、児童の見落としを防止する装置（安全装置）の装備が義務付け。

# 安全計画とは

障がい児の安全の確保を図るため、事業所ごとに設備の安全点検、職員や障がい児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所等での生活、その他の日常生活における安全に関する指導など、事業所の安全に関する事項について定めた計画。

具体的には、

- ・ 事業所の設備、事業所内外の安全点検項目
- ・ 緊急時における役割分担
- ・ 職員の研修、訓練の実施について など

➡令和6年4月1日より各年度において作成が**義務化**

【参考】障害児支援における安全管理について

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/7692b729-5944-45ee-bbd8-f0283126b7db/25b66fba/20241101\\_policies\\_shougaijishien\\_shisaku\\_14.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7692b729-5944-45ee-bbd8-f0283126b7db/25b66fba/20241101_policies_shougaijishien_shisaku_14.pdf)

# 具体的な策定内容（1）

## 1 安全点検・マニュアルの策定

### （1）事業所・設備の安全点検

- ・点検項目を年間計画に記載し、計画に基づいて点検を行う。  
例）備品、防火設備、避難経路、散歩コース、公園
- ・**少なくとも毎学期1回（年3回）以上の頻度**で点検を行う。
- ・チェックリスト等も活用し、複数人で確認する。

【参考：安全管理のチェックリストの例 ガイドライン p 41、42】

### （2）マニュアルの策定

- ・リスクが高い場面（例 食事、プール移動、送迎、事業所外活動時等）、緊急対応が必要な場面（災害、不審者の侵入、火事や事故等）など、各場面に応じた、役割分担や留意点を明確にしたマニュアルを作成。
- ・マニュアルについて職員に周知徹底し、対応が必要な際にすぐに確認できるよう、目に留まる場所に掲示しておく。

# 具体的な策定内容（2）

## 2 こども、保護者への説明、周知

- ・ 児童の発達や能力に応じ、児童に安全や危険を認識させ、災害等発生時の行動や約束事の教育を行う時期について年間の計画に定める。  
例）散歩時の安全指導、交通安全について学ぶ機会を設ける など
- ・ 保護者に対して、児童の安全確保について説明する時期を定める。

## 3 職員の研修・訓練

- ・ 安全に関する訓練、研修について年間の計画を定める。  
例）心肺蘇生放、AEDの使用、不審者対応、119番通報訓練 など
- ・ 非常勤職員を含めた全職員が参加すること。
- ・ 行政等が実施する訓練や講習についても安全計画に記載。

# 具体的な策定内容（2）

## 4 再発防止の徹底

- ・ヒヤリハット事例の収集及び、要因の分析を行い、必要な対策を講じる。
- ・事故が発生した場合、原因等を分析し、再発防止策を講じるとともに、1の点検実施箇所やマニュアルに反映した上で、従業員間の共有を図る。

安全計画作成後は、職員へ周知すること

# 送迎車両の安全装置について

## ○対象サービス

児童発達支援（児童発達支援センターを含む）、医療型児童発達支援  
放課後等デイサービス

## ○対象車両

送迎を目的とした自動車で、座席が3列以上の車両

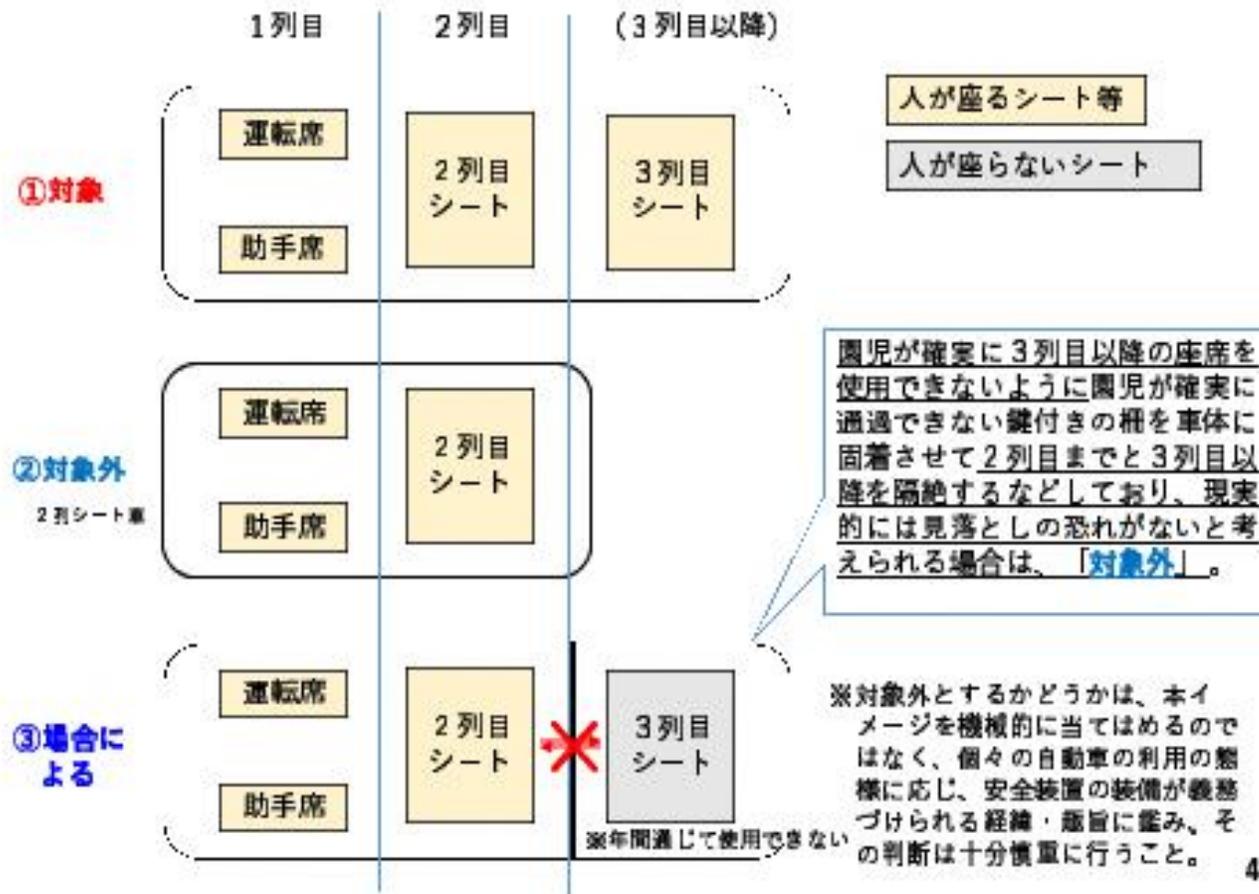
※座席が3列以上あるものの、園児が確実に3列目以降を使用できないような対応がなされている場合を除く。

## ○装備すべき安全装置

国土交通省が12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものが求められる。

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>

# 安全装置対象車両①



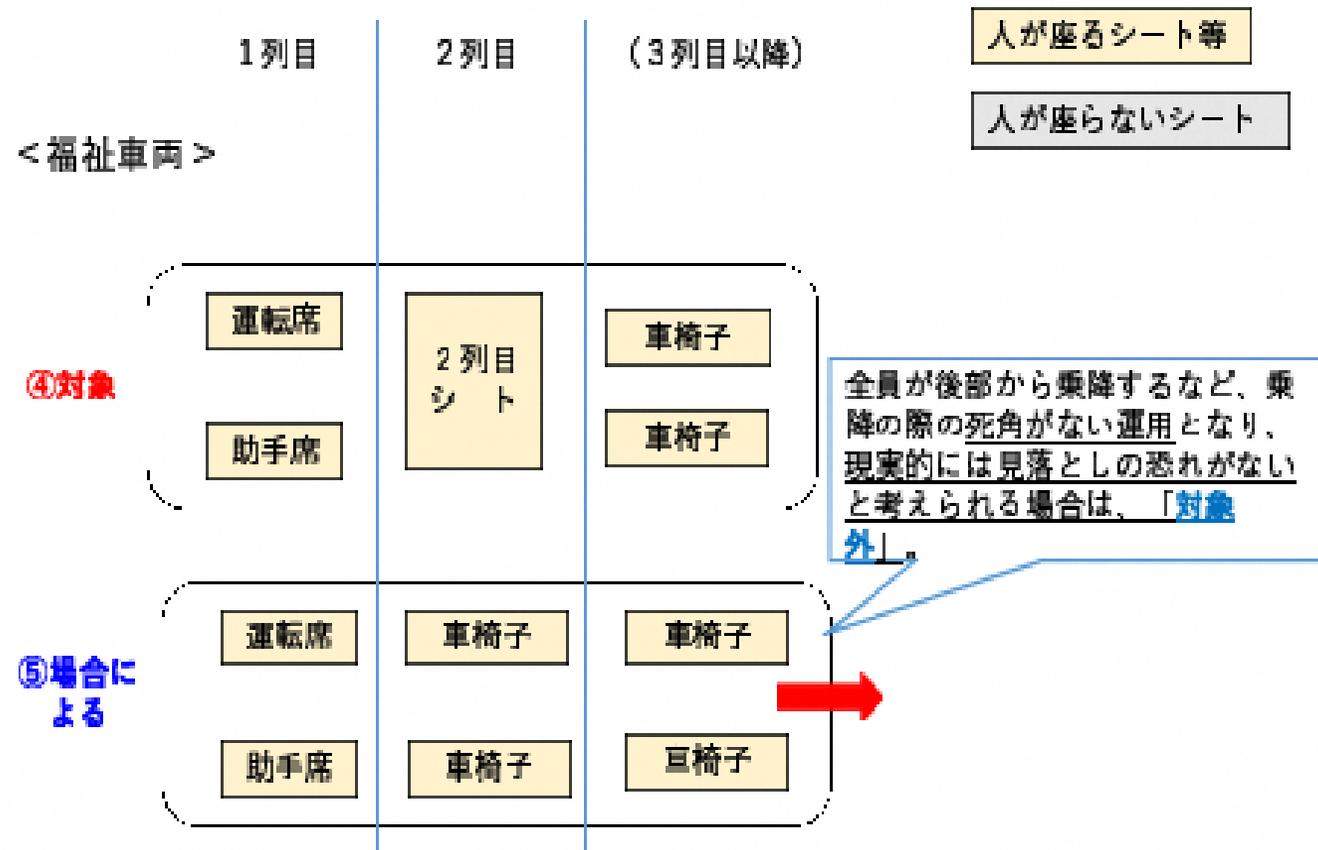
①利用児童が座る可能性がある座席が3列以上  
⇒安全装置設置対象

②利用児童が座る座席が2列までの車両  
⇒安全装置設置対象外

③3列目はあるが使用できない措置がなされている等  
⇒装備について要検討

※国土交通省  
「子どものバス送迎・安全徹底プラン」に関する地方自治体向け説明会」より

# 安全装置対象車両②



①利用児童が座る座席が2列＋3列目移行に車椅子で送迎する場合

⇒安全装置設置対象

②2列目移行全て車椅子で送迎する場合

⇒要検討

※国土交通省

「子どものバス送迎・安全徹底プラン」に関する地方自治体向け説明会」より

※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が観望づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

# 参考

- ・ 障害児支援における安全管理について（子ども家庭庁HP）

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/7692b729-5944-45ee-bbd8-f0283126b7db/25b66fba/20241101\\_policies\\_shougaijishien\\_shisaku\\_14.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7692b729-5944-45ee-bbd8-f0283126b7db/25b66fba/20241101_policies_shougaijishien_shisaku_14.pdf)

「子どものバス送迎・安全徹底プラン」に関する地方自治体向け説明会」

[https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1323819/image\\_2.pdf](https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1323819/image_2.pdf)